

厚生労働省群馬労働局発表
令和6年12月27日

令和6年12月27日

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課
監督課長 五十嵐 勇樹
監察監督官 相澤 敏和
(直通電話) 027-896-4735

報道関係者 各位

北関東3労働局（茨城、栃木、群馬）による建設現場 に対する一斉監督の実施結果について

～群馬局では148の現場に対し一斉監督を実施、49.3%の現場で法令違反～

北関東3労働局では、年末の建設業における労働災害防止の徹底を図るため、県内の各建設現場に対する一斉監督を実施しました。

群馬労働局（局長 上野 康博）における実施結果について公表します。

【建設現場一斉監督指導結果等の概要（群馬局）】

- 実施期間 令和6年12月1日～12月14日
- 実施数 148現場
- 違反数 73現場（49.3%）（昨年比+1.7%）
《主要違反事項》
墜落災害の防止に関する違反 30現場（20.3%）（昨年比△1.5%）
建設機械災害の防止に関する違反 29現場（19.6%）（昨年比+2.7%）
《使用停止等命令》
労働安全衛生法に基づく立入禁止命令等 11現場（7.4%）（昨年比△0.7%）

今回の監督結果を踏まえ、建設現場における労働安全衛生法の遵守が図られるよう、事業者団体や公共工事発注機関に対し、労働災害の未然防止について協力を依頼する予定としています。

※ 他局の監督実施状況は以下のとおりです。【別添2参照】

茨城局 監督（160現場） 違反（75現場） 違反率（46.9%）
栃木局 監督（93現場） 違反（54現場） 違反率（58.1%）

群馬労働局における建設現場に対する一斉監督結果（詳細）

1 工事種別ごとの法違反状況

（ ） 昨年度

	土木工事	建築工事	その他の工事	合計
監督実施工事現場数	58 (46)	80 (57)	10 (21)	148 (124)
違反工事現場数	25 (24)	42 (28)	6 (7)	73 (59)
違反率	43.1% (52.2%)	52.5% (49.1%)	60.0% (33.3%)	49.3% (47.6%)
墜落災害の防止に関する違反	8	18	4	30
違反率	13.8%	22.5%	40.0%	20.3%
建設機械災害の防止に関する違反	15	13	1	29
違反率	25.9%	16.3%	10.0%	19.6%
使用停止等命令書交付現場数	3	6	2	11
違反率	5.2%	7.5%	20.0%	7.4%

2 発注者別法違反の状況

（ ） 違反率

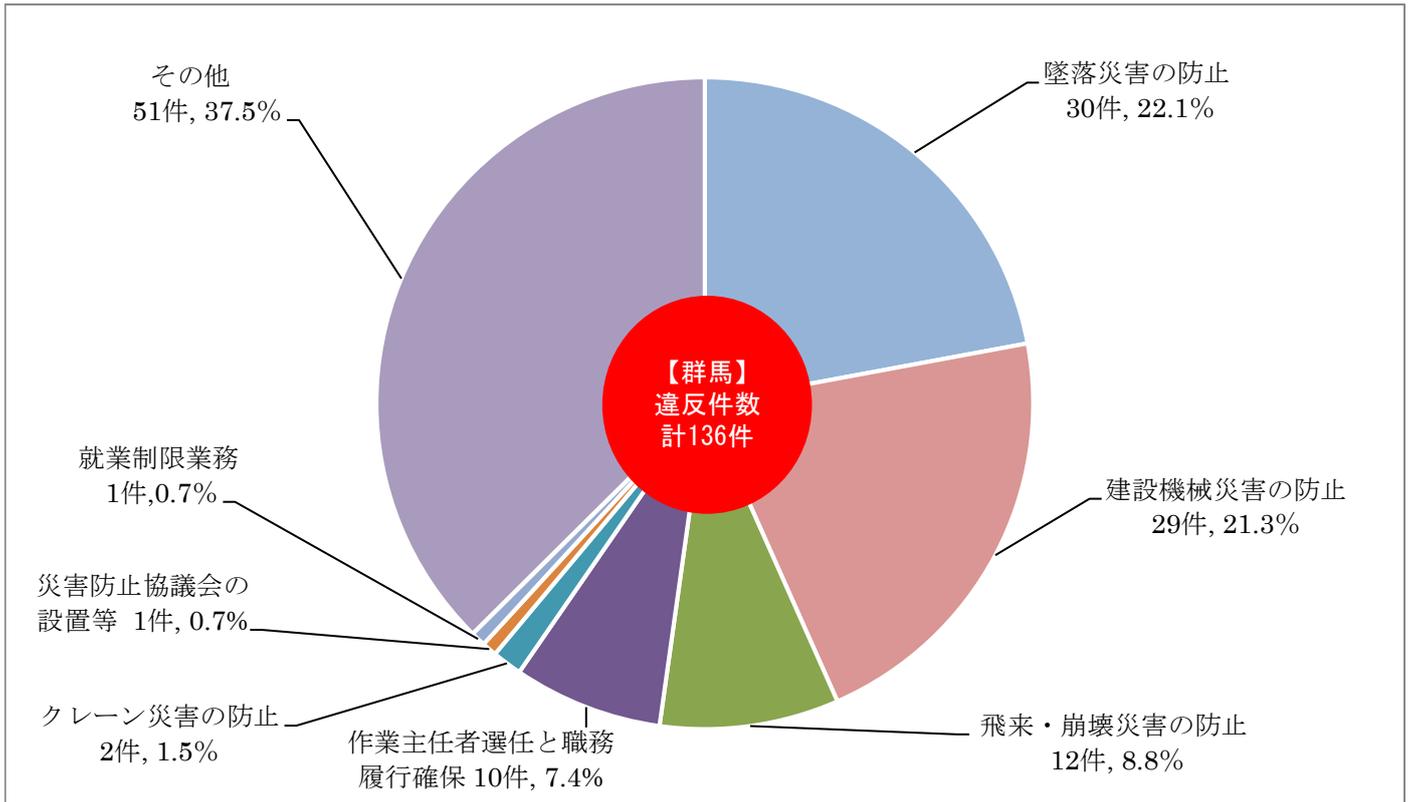
	土木工事	建築工事	その他工事	合計
公共工事	53	26	6	85
違反工事現場数	21 (39.6%)	15 (57.7%)	3 (50.0%)	39 (45.9%)
使用停止等処分現場数	3	3	1	7
民間工事	5	54	4	63
違反工事現場数	4 (80.0%)	27 (50.0%)	3 (75.0%)	34 (54.0%)
使用停止等処分現場数	0	3	1	4

3 主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が 30 件 (22.1%) と最も多く、次に、建設機械災害の防止に関する違反 29 件 (21.3%)、そのほか、飛来・崩壊災害の防止に関する違反 12 件 (8.8%)、作業主任者選任と職務履行確保に関する違反が 10 件 (7.4%) の順となっています (グラフ参照)。

※1 主要違反事項の割合は、違反総件数に対する割合。

※2 各主要違反事項を複数計上しているため、違反件数と違反現場数は一致しません。



4 具体的な違反事例【別添1参照】

【具体的な違反事例】

1 墜落災害の防止※

- ・ 建築中建物の高さが2メートル以上の箇所で作業を行わせるに際し、足場を組み立てる等により作業床を設けていなかったもの。
- ・ 足場の高さ2メートル以上の箇所に、交さ筋かい等墜落防止用の設備が設けられていない部分があったもの。
- ・ 建築中建物の高さ2メートル以上の作業床の端に、囲い、手すり等の墜落防止用の設備が講じられていない箇所があったもの。
- ・ 墜落による危険のおそれのある箇所で、足場等を設けることが困難な作業を行わせるに際し、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させるなどの墜落防止措置が講じられていなかったもの。
- ・ その日の作業を開始する前に、足場用墜落防止設備の異常の有無に関する点検を行っていなかったもの。

※ 労働安全衛生法により、高さ（又は深さ）が2メートル以上の場所で作業を行う場合には、事業者は墜落防止対策として作業床の設置や手すりや囲い等を設ける必要があり、また、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の墜落危険防止措置を講じる必要があります。

2 建設機械災害の防止

- ・ ドラグ・ショベル※等の車両系建設機械を用いて作業を行うにあたり、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業計画を定め、車両系建設機械の運行経路や作業の方法について関係労働者に周知させていなかったもの。
- ・ クレーン機能付きドラグ・ショベルについて、クレーンモードに切り替えることなく、荷のつり上げ作業を行わせていたもの。
- ・ ドラグ・ショベルの運転者が運転位置から離れる際に、バケットを地上に下さず上げたままにしているものや、エンジンを止め、かつ、走行ブレーキをかけるなどの逸走防止措置を講じさせていなかったもの。

※ 主に地面を掘削するために用いる建設機械

3 その他

- ・ 安全な作業通路、昇降設備が設けられていなかったもの。
- ・ 手持ち式グラインダーの研削といしに、覆い等を設けていなかったもの。
- ・ 足場の組立て等作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させていなかったもの。
- ・ 金属アーク溶接等作業に従事させる際に、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させていなかったもの。

4 使用停止等命令（行政処分）

- ・ 墜落防止措置のない高さ2メートル以上の箇所に対する立入禁止、墜落防止設備を設けるよう求めること等。

北関東3労働局（茨城、栃木、群馬）による建設現場に対する一斉監督結果

1 令和6年度北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果

	茨城局	栃木局	群馬局	3局合計
監督実施工事現場数	160	93	148	401
うち違反工事現場数(違反率%)	75 46.9%	54 58.1%	73 49.3%	202 50.4%
うち使用停止等命令書交付現場数(交付率%)	13 8.1%	11 11.8%	11 7.4%	35 8.7%

2 主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、**墜落災害の防止に関する違反が113件（31.5%）**と最も多く、以下、**建設機械災害の防止に関する違反57件（15.9%）**、**作業主任者選任と職務履行確保に関する違反22件（6.1%）**、**飛来・崩壊災害の防止18件（5.0%）**、の順で多くなっています（グラフ参照）。

※1 主要違反事項の割合は、違反総件数に対する割合。

※2 各主要違反事項を複数計上しているため、違反件数と違反現場数は一致しません。

グラフ 北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果（主要違反事項別）

